
資料 1

今夏の振り返り

- < 1 - 1 > 環境省
- < 1 - 2 > 総務省消防庁
- < 1 - 3 > スポーツ庁

< 1 - 1 > 環境省

- 熱中症特別警戒情報の発表はなかった
- 令和3年以降で、熱中症警戒情報の発表回数が最も多かった

熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）について

令和6年度は4月24日(水)から10月23日(水)まで実施



熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 発表の基準

府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数（WBGT）が**33以上になると予測した場合**に発表

2. 発表の地域単位・タイミング

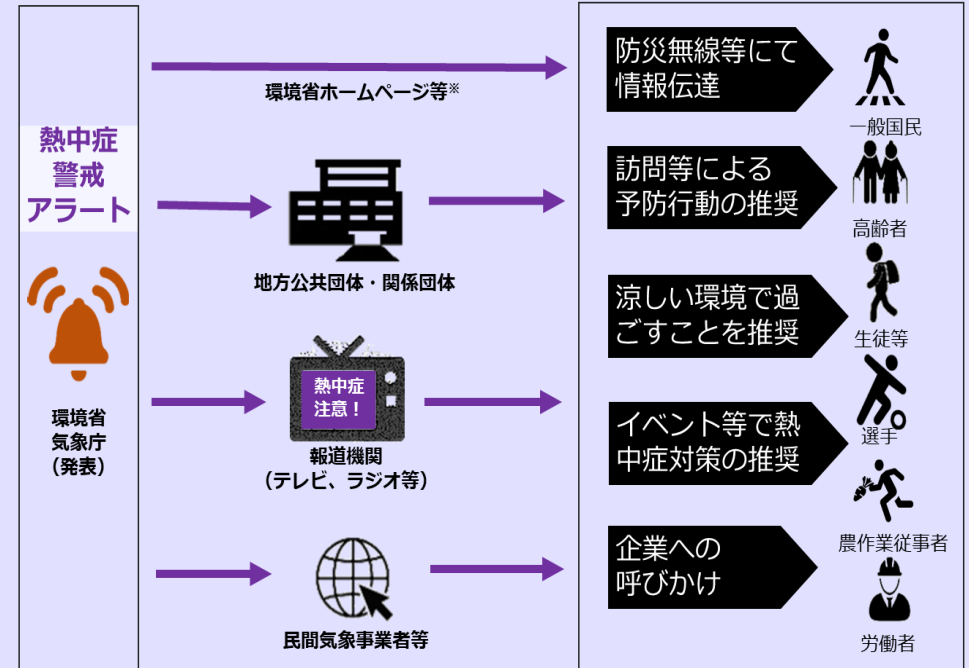
<地域単位>

- **気象庁の府県予報区等单位**で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

<タイミング>

前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の**予測値**を元に発表

3. 情報の伝達方法（イメージ）



※環境省熱中症予防情報サイトで情報発信を行うとともに、「熱中症警戒アラート等のメール配信サービス」及び「環境省LINE公式アカウント」等を活用。

【参考】過去の実績 ※※同一地域を複数回としてカウント

令和3年度 4/28～10/27	令和4年度 4/27～10/26	令和5年度 4/26～10/25
延べ発表回数※※：613回 発表日数：75日/183日 発表地域：53地域/58地域	延べ発表回数※※：889回 発表日数：85日/183日 発表地域：46地域/58地域	延べ発表回数※※：1,232回 発表日数：83日/183日 発表地域：58地域/58地域

4. 令和6年度の実績 4/24～10/23

延べ発表回数※※：1,722回
発表日数：103日/183日
発表地域：51地域/58地域
※※同一地域を複数回としてカウント

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

令和6年度は4月24日(水)から10月23日(水)まで実施



環境省

熱中症特別警戒情報

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省が発表する情報。

自助を原則として、個々人が最大限の熱中症予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の熱中症予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援することを目的としている。

1. 発表の基準

都道府県内において、**全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合**に発表

2. 発表の地域単位・タイミング

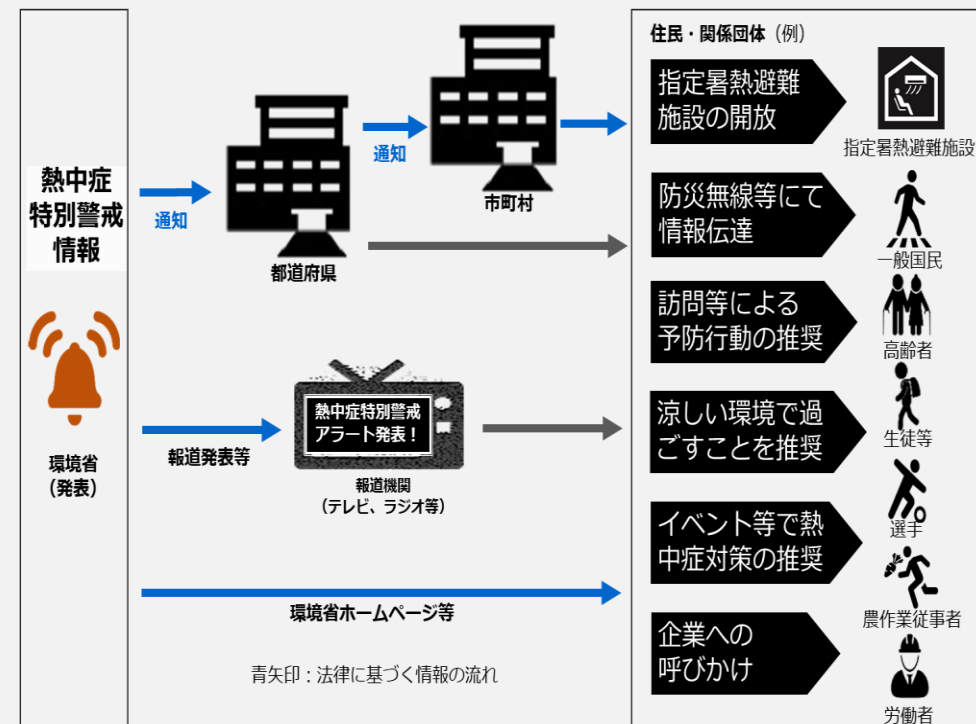
<地域単位>

- **都道府県単位**で発表
- 該当都道府県内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

<タイミング>

前日10時頃における翌日の予測値で判断し、**前日の14時頃**に発表

3. 情報の伝達方法（イメージ）



4. 令和6年度の実績 4/24～10/23

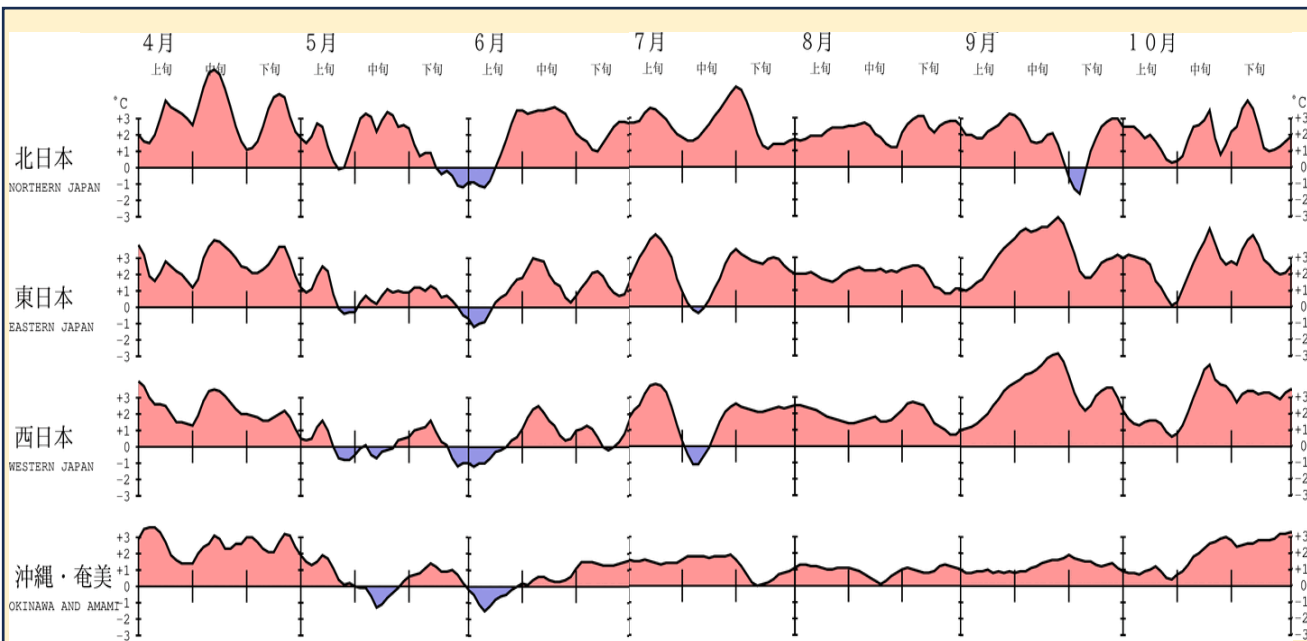
延べ発表回数：0回

令和6年度（4月～10月）の気象の状況

- 全国的に気温の高い日が多かった。
- 特に、**夏（6～8月）の平均気温**は夏として**西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温**となった。 ※気象庁報道発表資料より https://www.jma.go.jp/jma/press/2409/02a/betten_natsu.pdf

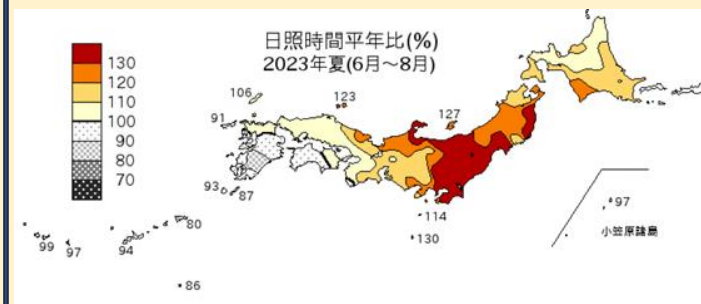
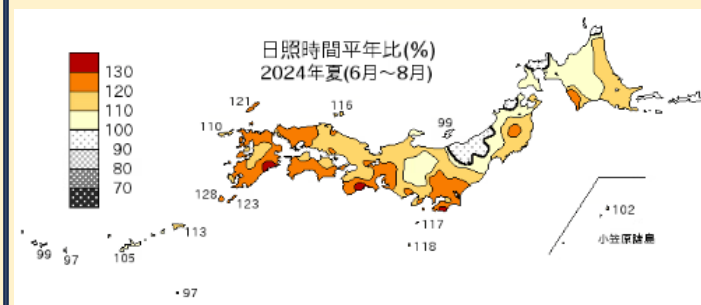
図は気象庁ホームページより

令和6年 地域平均気温平年差の経過



- 全国153の気象台等のうち、三宅島、八丈島、父島および南大東島を除いた149地点での観測値を用いる。
- 北日本：北海道、東北地方
- 東日本：関東甲信、北陸、東海地方
- 西日本：近畿、中国、四国、九州北部地方、九州南部

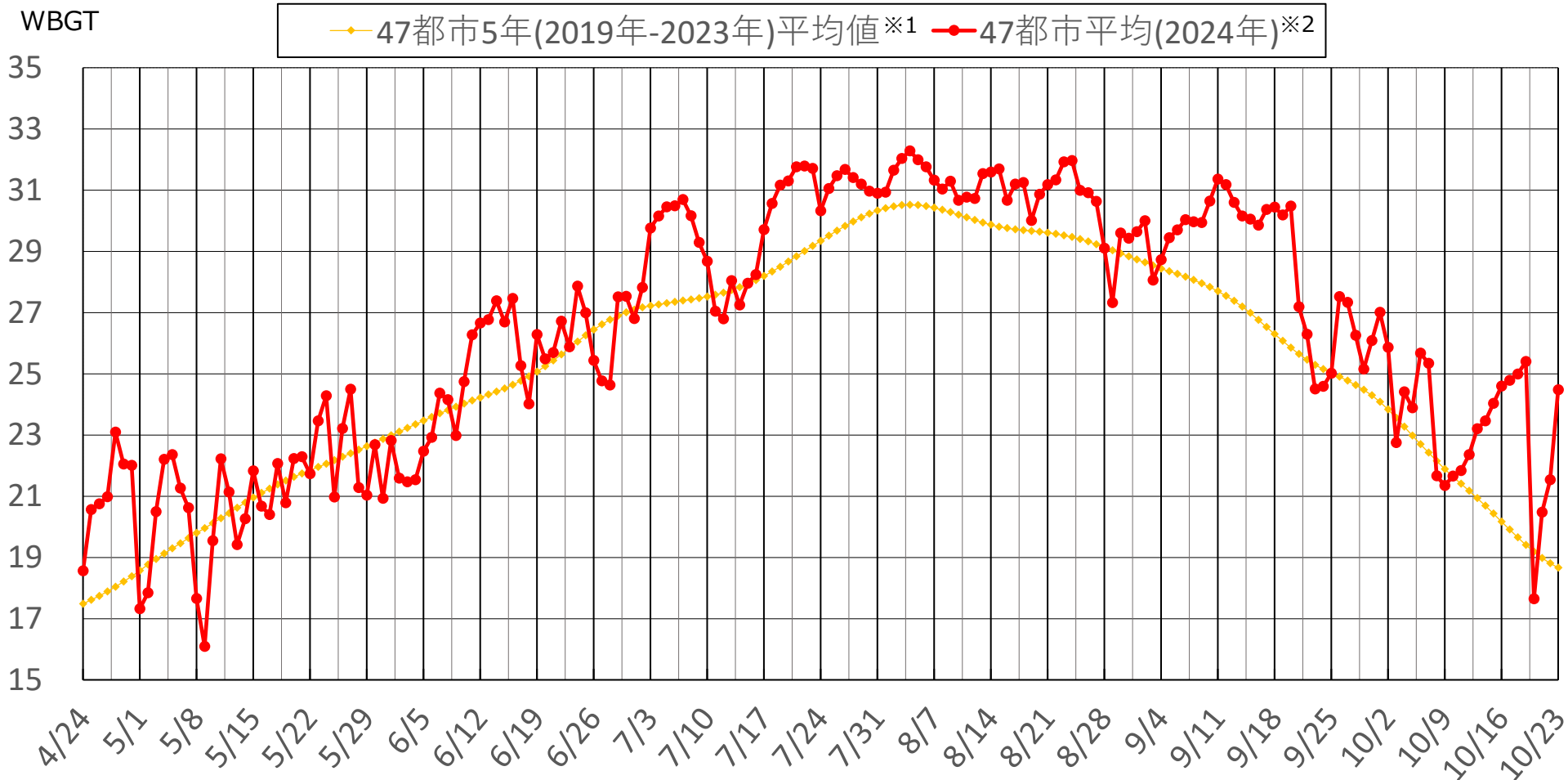
夏（6～8月）の日照時間平年差 (上図：令和6年、下図：令和5年)



東海地方以西は、今年は平年より
日照時間が顕著に多かった。

令和6年度 夏の状況：47都市の平均日最高暑さ指数（WBGT）

7月中旬～8月がピークだった



※1 47都市5年（2019-2023年）平均値：実測値提供11都市※3と実況値提供36都市の5年（2019-2023年）平均値に対して、前後9日間移動平均を3回繰り返した値

※2 47都市平均（2024年）：実測値提供11都市※3と実況値提供36都市の日最高暑さ指数（WBGT）の単純平均した値

全国47都市：札幌市※3、青森市、秋田市、盛岡市、仙台市※3、山形市、福島市、水戸市、宇都宮市、前橋市、熊谷市、東京・文京区※3、
銚子市、横浜市、長野市、甲府市、静岡市、名古屋市※3、岐阜市、津市、新潟市※3、富山市、金沢市、福井市、彦根市、京都市、
大阪市※3、神戸市、奈良市、和歌山市、岡山市、広島市※3、松江市、鳥取市、徳島市、高松市、松山市、高知市※3、下関市、福岡市※3、
大分市、長崎市、佐賀市、熊本市、宮崎市、鹿児島市※3、那覇市※3

令和 6 年度 熱中症特別警戒情報の発表状況

熱中症特別警戒情報 発表はなかった。

○暑さ指数（WBGT）の予測値

[予測値] 前日10時頃時点における、該当日の日最高暑さ指数（WBGT）の予測値において、

- 都道府県内の全ての地点が35以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点が34以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点が33以上となった都道府県 延べ10あった

7月	7月28日 香川県
----	-----------

8月	8月2日 徳島県	8月3日 京都府	8月3日 福岡県
	8月4日 香川県	8月4日 佐賀県	8月13日 神奈川県
	8月21日 佐賀県	8月22日 佐賀県	8月23日 佐賀県

令和6年度 暑さ指数（WBGT）の実況値※

[実況値]

- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が35以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が34以上となった都道府県 該当なし
- 都道府県内の全ての地点の日最高暑さ指数が33以上となった都道府県 延べ25あった

7月	7月20日 埼玉県	7月23日 埼玉県	7月25日 佐賀県
	7月27日 埼玉県	7月28日 埼玉県	7月28日 香川県

8月	8月1日 佐賀県	8月2日 香川県	8月2日 佐賀県
	8月3日 富山県	8月3日 岡山県	8月3日 香川県
	8月3日 福岡県	8月3日 佐賀県	8月4日 富山県
	8月4日 香川県	8月4日 福岡県	8月4日 佐賀県
	8月5日 福岡県	8月5日 佐賀県	8月6日 香川県
	8月12日 埼玉県	8月17日 神奈川県	8月18日 埼玉県
	8月19日 神奈川県		

※実況値：暑さ指数（WBGT）の実測値・実況推定値（速報版）

算出方法は、「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」（令和6年2月27日環境省大臣官房環境保健部）p25に基づく

令和6年度 熱中症警戒情報の発表状況

熱中症警戒情報の発表状況

令和6年度の実績 4/24～10/23

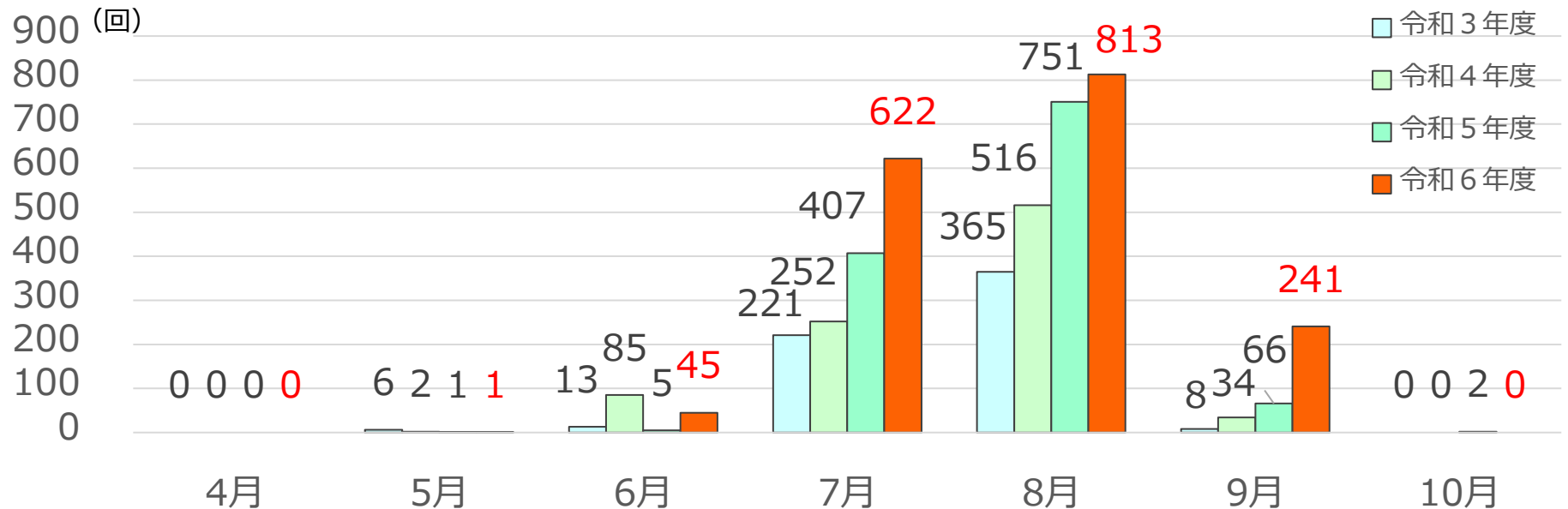
延べ発表回数※：1,722回

発表日数：103日/183日

発表地域：51地域/58地域

※同一地域を複数回としてカウント

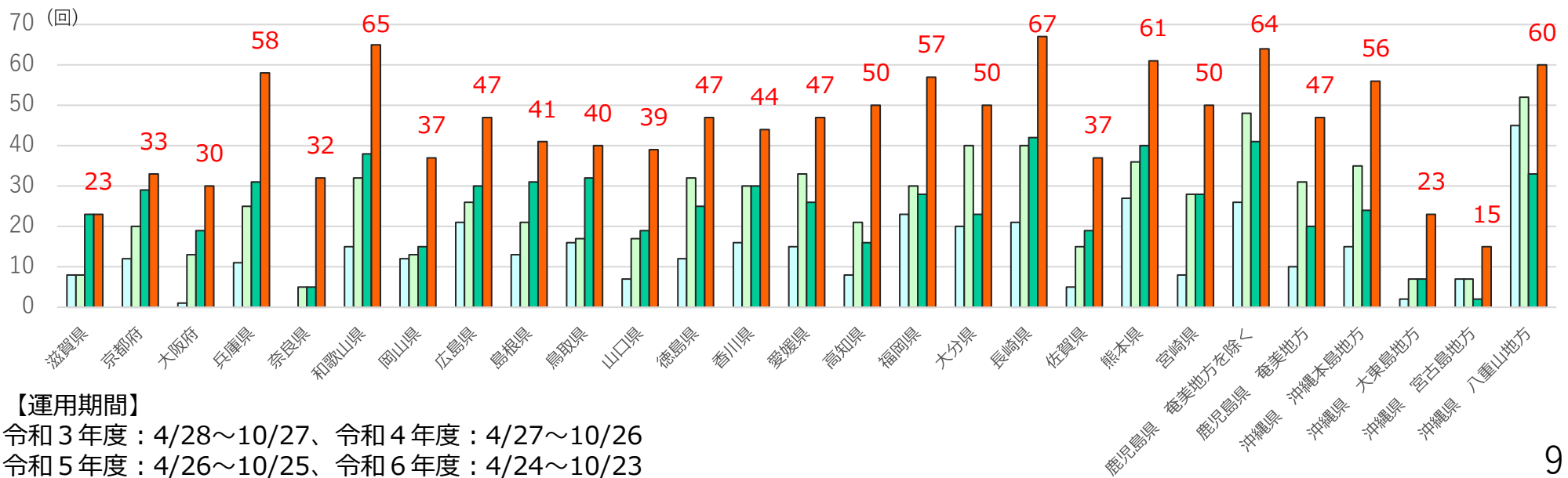
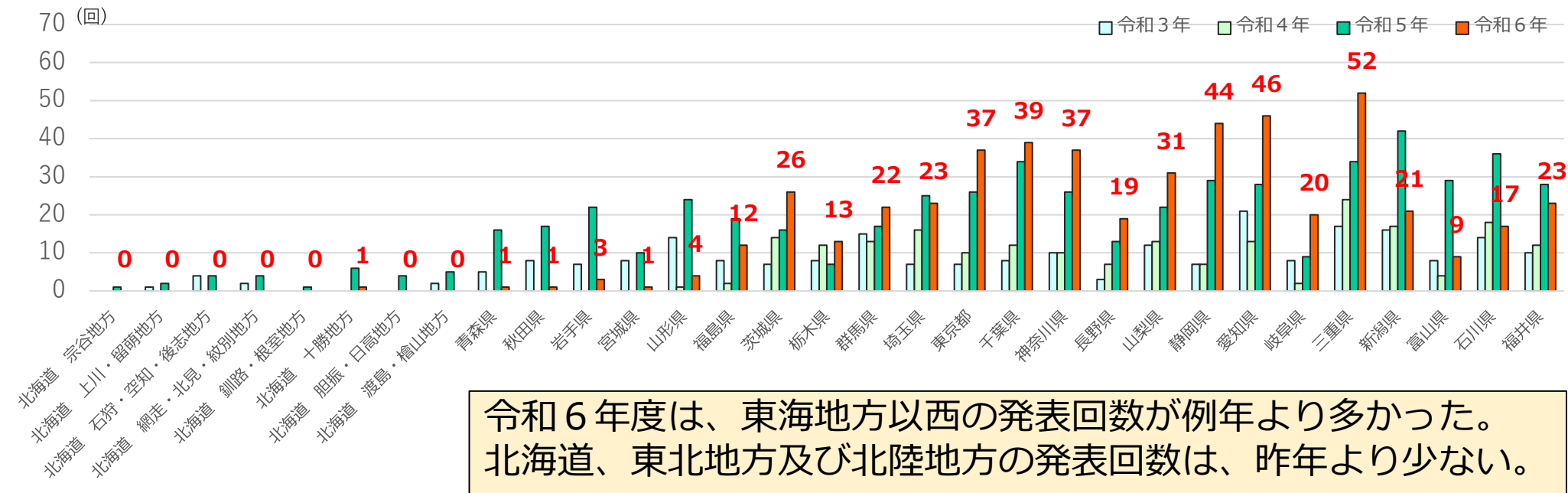
〇月別の発表実績



(参考) 年度別発表実績

令和3年度 4/28～10/27	令和4年度 4/27～10/26	令和5年度 4/26～10/25
延べ発表回数※：613回	延べ発表回数※：889回	延べ発表回数※：1,232回
発表日数：75日/183日	発表日数：85日/183日	発表日数：83日/183日
発表地域：53地域/58地域	発表地域：46地域/58地域	発表地域：58地域/58地域
※同一地域を複数回としてカウント	※同一地域を複数回としてカウント	※同一地域を複数回としてカウント

令和6年度 熱中症警戒情報の発表状況（府県予報区等発表単位別）



令和 6 年度熱中症警戒情報の発表状況（11地方予報区別）

令和 6 年度は、東海地方以西の発表回数が例年より多かった

	発表があった発表単位数 /発表単位数				延べ発表回数（回）				発表地方あたりの発表回数 （回）			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	53/58	46/58	58/58	51/58	613	889	1,232	1,722	10.6	15.3	21.2	29.7
北海道	4/8	0/8	8/8	1/8	9	0	27	1	1.1	0	3.4	0.1
東北地方	6/6	2/6	6/6	6/6	50	3	108	22	8.3	0.5	18.0	3.7
関東甲信地方	9/9	9/9	9/9	9/9	77	107	186	247	8.6	11.9	20.7	27.4
東海地方	4/4	4/4	4/4	4/4	53	46	100	162	13.3	11.5	25.0	40.5
北陸地方	4/4	4/4	4/4	4/4	48	51	135	70	12.0	12.8	33.8	17.5
近畿地方	5/6	6/6	6/6	6/6	47	103	145	241	7.8	17.2	24.2	40.2
中国地方	4/4	4/4	4/4	4/4	62	77	108	165	15.5	19.3	27.0	41.3
四国地方	4/4	4/4	4/4	4/4	51	116	97	188	12.8	29.0	24.3	47.0
九州北部地方 （山口県を含む）	6/6	6/6	6/6	6/6	103	178	171	311	17.2	29.7	28.5	51.8
九州南部・ 奄美地方	3/3	3/3	3/3	3/3	44	107	89	161	14.7	35.7	29.7	53.7
沖縄	4/4	4/4	4/4	4/4	69	101	66	154	17.3	25.3	16.5	38.5

【運用期間】

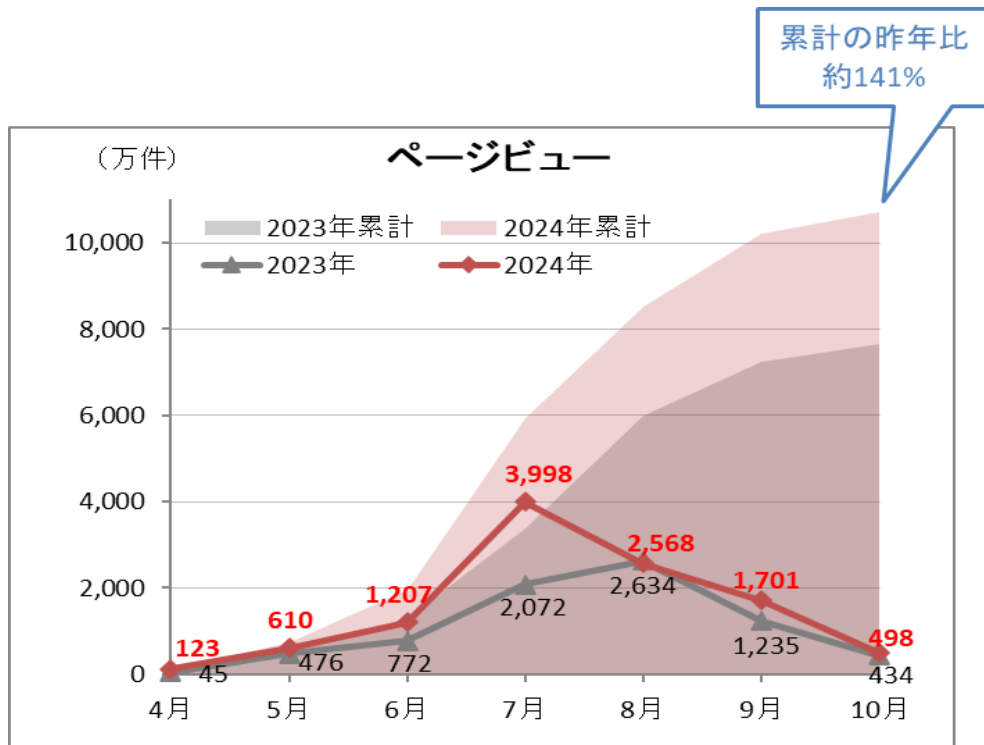
令和 3 年度：4/28～10/27、令和 4 年度：4/27～10/26

令和 5 年度：4/26～10/25、令和 6 年度：4/24～10/23

令和6年度の熱中症の情報発信

熱中症の情報発信が多く、国民の関心も高かった

熱中症予防情報サイトのアクセス数が急増



4/25のみでも多数の報道

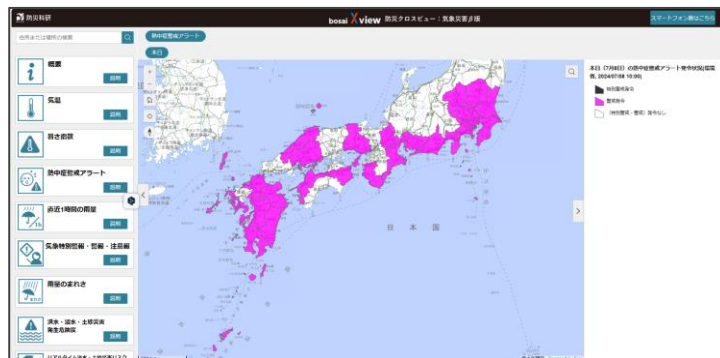
【熱中症特別警戒情報開始】

NHK NEWS WEB、NHK水戸、NHK山形、NHK富山、NHK静岡、NHK秋田、NHK北海道、NHK信州、NHK愛媛、NHK香川、NHK東海、NHK群馬、NHK鹿児島、NHK徳島、NHK大分、NHK福井、NHK宮崎、日本経済新聞、東日本放送、青森朝日放送、毎日放送、十勝毎日新聞、デイリー東北、東日本放送、北日本新聞、沖縄タイムス、山陽中央新報、カナロコ、新潟日報、チバテレ、TBS、日テレ、FNN、西日本新聞、広島ホームテレビ、北日本新聞、東海日日新聞、南日本放送、tenki.jp、RKB毎日放送、MEDIFAXWEB、さくらんぼテレビ

【熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設等に関する解説】

NHK、NHK首都圏、NHK三重、NHK島根、NHK福岡、NHK山形、NHK熊本、NHK岡山、FNN、関西テレビ、日テレ、テレビ西日本、CBCテレビ、熊本朝日放送、産経新聞

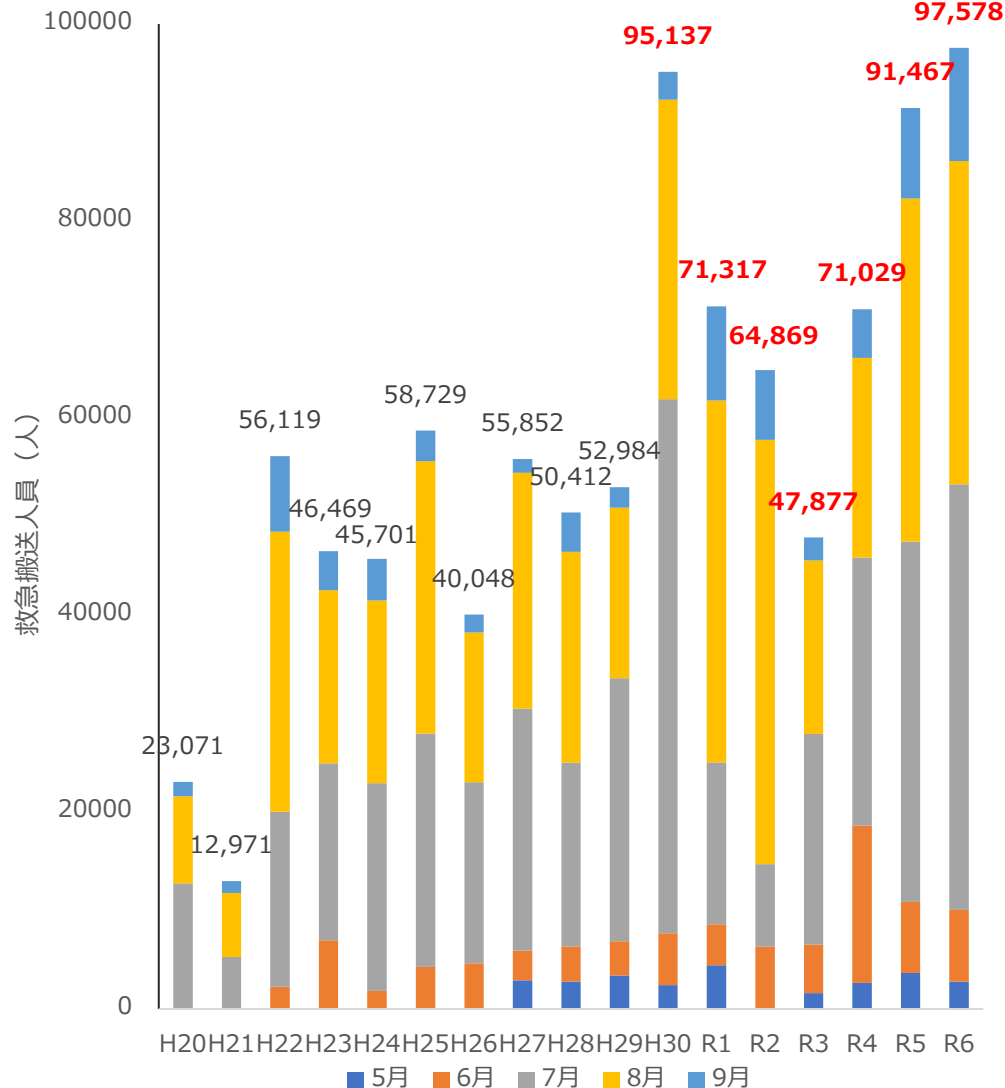
各種のサイトや天気予報等で熱中症警戒情報等を表示
例：防災クロスビュー



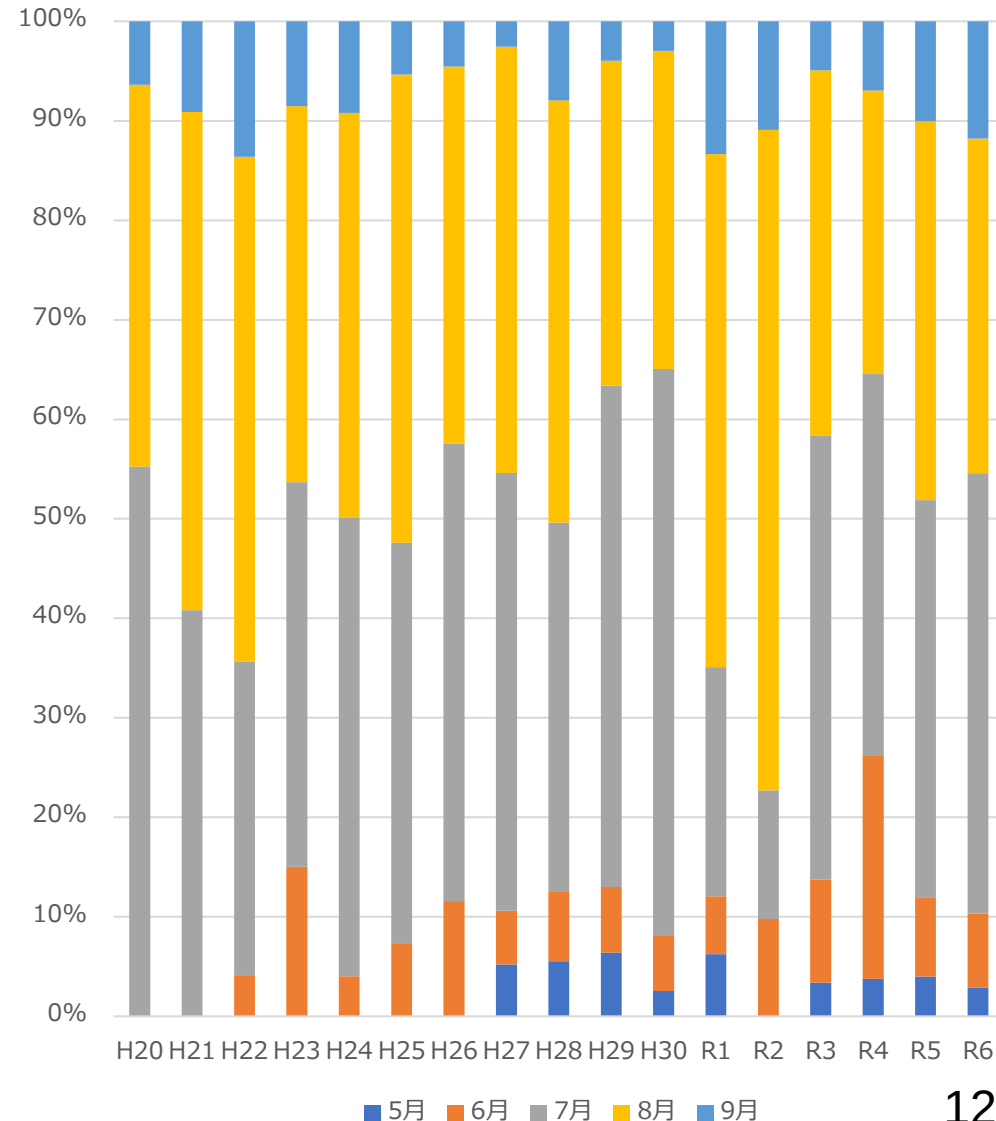
熱中症による救急搬送人員の状況

近年、搬送人員は4万～9万人前後で推移

熱中症による救急搬送人員の年次推移



各年度における通年の救急搬送人員に対する各月の割合 (%)

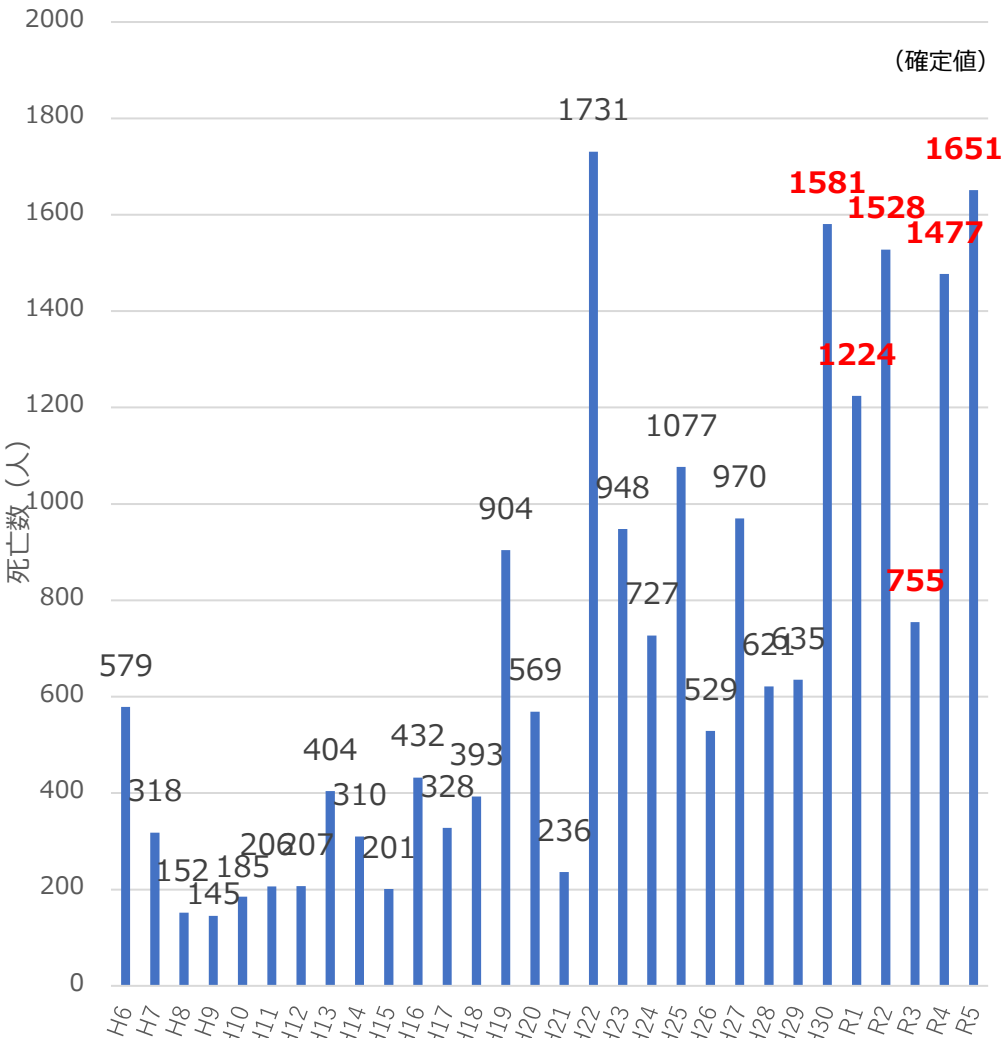


熱中症による死亡者の状況（令和5年まで）

熱中症による死亡者の年次推移

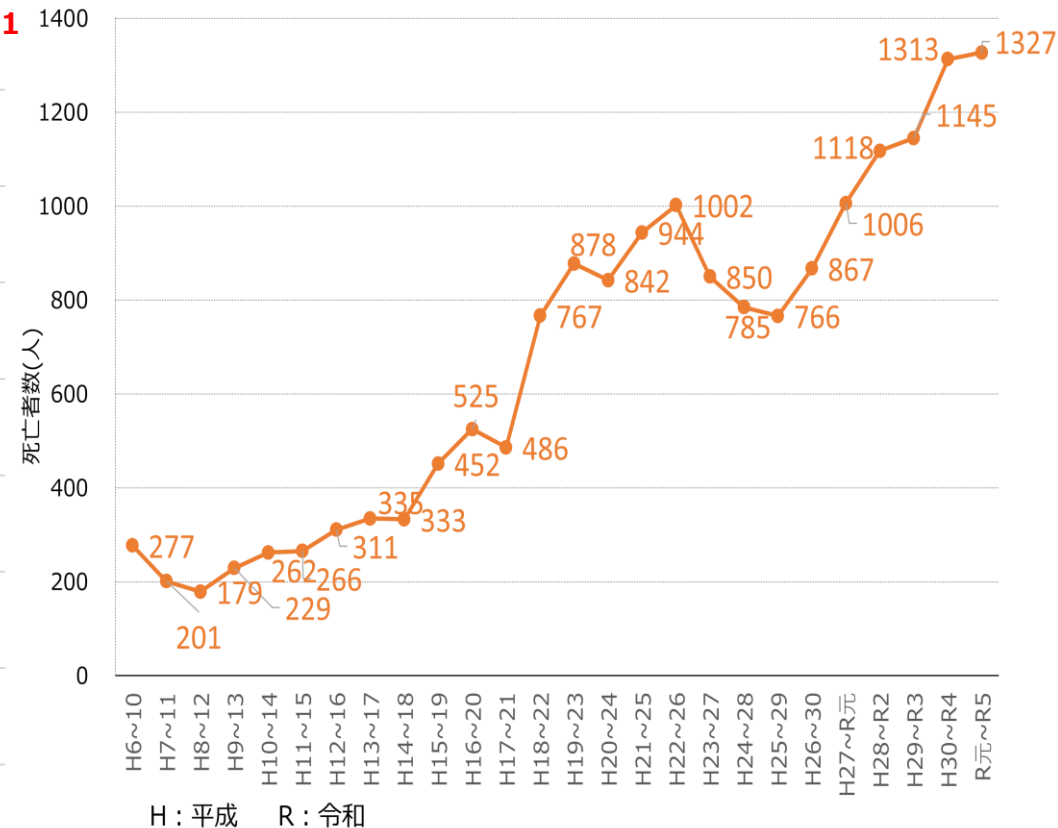
（平成6年～令和5年）

平成30年以降、令和3年を除いて**1,000人を超えている**



熱中症による死亡者（5年移動平均）の状況

近年の死亡者数（5年移動平均）は、**1,000人を超えている**



出典：厚生労働省 人口動態統計より環境省作成

暑さ指数を実測する地点の拡大について

環境省では、**全国841地点**において暑さ指数の実況値及び予測値を算出し、熱中症予防情報サイト等で広く提供している。

このうち**11地点**については、**環境省が黒球温度計を設置し、実況値を①環境省が観測した黒球温度、②気象庁が観測した気温（乾球温度）及び③気象庁の観測データから近似値で計算した湿球温度の3つの値を用いて算出するため、「実測値」と呼称している。**

他の**830地点**では、気象庁が観測した気温（乾球温度）に加え、気象庁の観測データ及び数値予報データを用いて推定した黒球温度と湿球温度を用いて算出するため、**「実況推定値」**と呼称している。

今年度、環境省では気象庁の協力を得て、**36地点に黒球温度計を追加設置し、全国47都道府県に各1点、実測値による観測を行うこととした。**これにより、**各都道府県における暑さ指数の実況値の精度を向上させることが可能となった。**

なお、新たな実測値は、令和7年度運用期間の開始日から、熱中症予防情報サイト等を通じて提供する。（予定）

- 令和6年10月現在、実測値を提供している情報提供地点（11地点）

札幌・仙台・新潟・東京・名古屋・大阪・広島・高知・福岡・鹿児島・那覇

- 令和7年度から実測値を追加提供する情報提供地点（36地点）

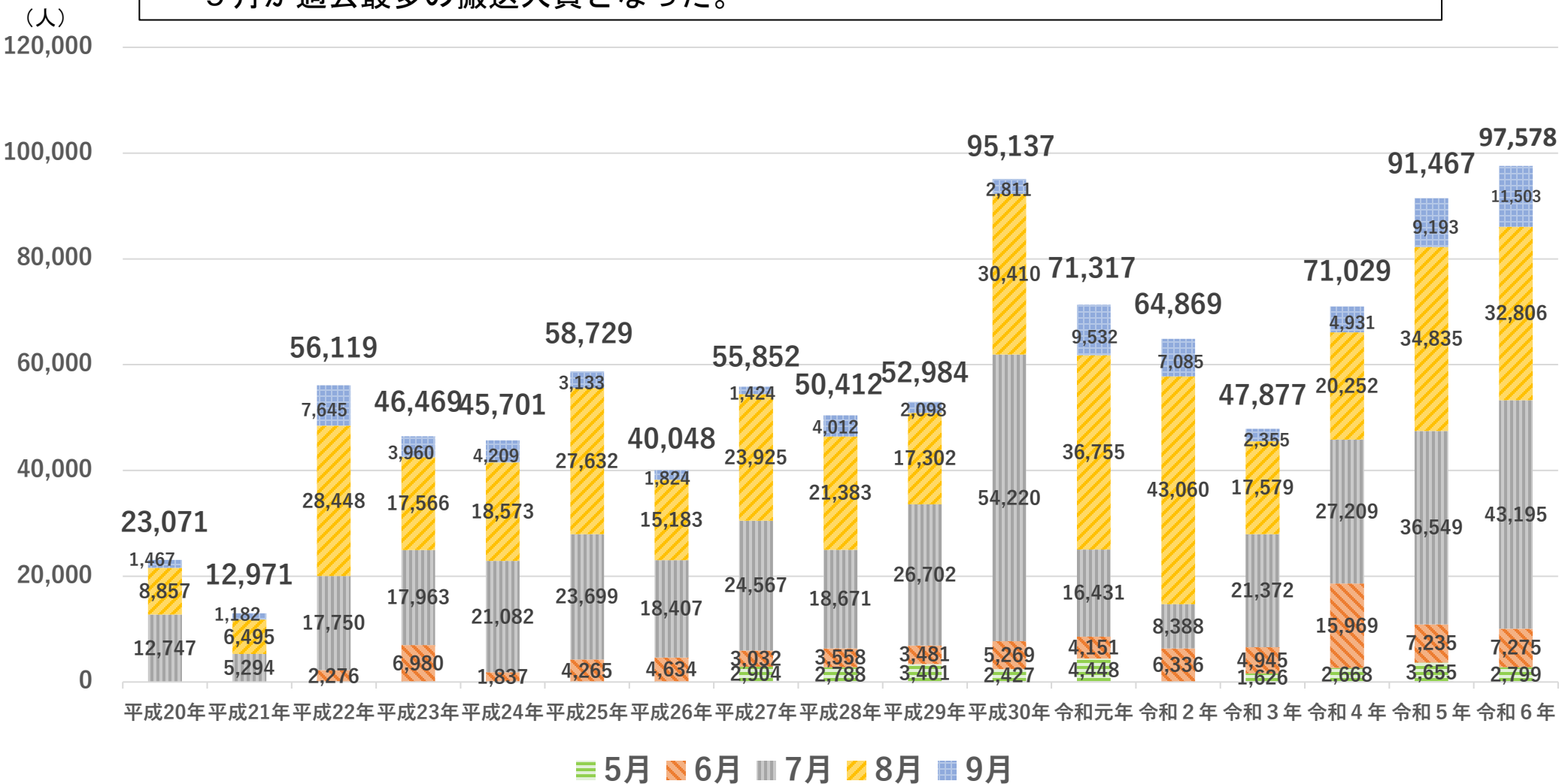
青森・秋田・盛岡・山形・福島・水戸・宇都宮・前橋・熊谷・鉾子・横浜・長野・甲府・静岡・岐阜・津・富山・金沢・福井・彦根・京都・神戸・奈良・和歌山・岡山・松江・鳥取・下関・徳島・高松・松山・大分・長崎・佐賀・熊本・宮崎

< 1 – 2 > 総務省消防庁



平成20年～令和6年の熱中症による救急搬送人員の推移

- 令和6年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は97,578人と、調査を開始した平成20年以降で最も多い搬送人員となった。
- 令和6年は非常に厳しい暑さが長期間にわたって続き、6月及び7月が過去2番目、9月が過去最多の搬送人員となった。



< 1 - 3 > スポーツ庁

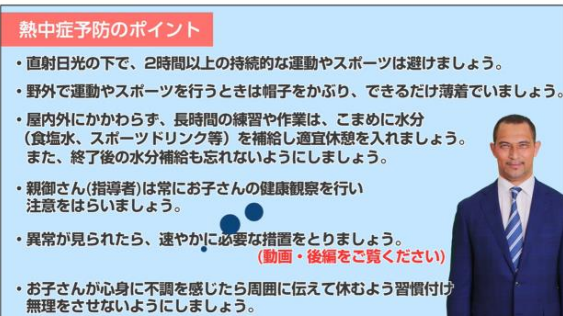
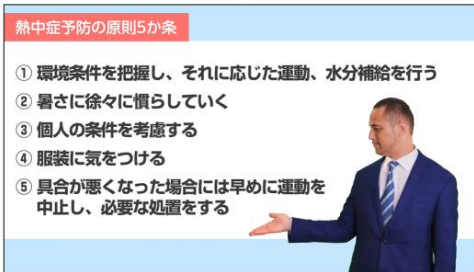
スポーツ庁の取組事例



スポーツ庁では、夏の猛暑が深刻となる中、スポーツの果たす重要な役割(※)を踏まえ、国民のスポーツ実施の機会が失われないよう、熱中症予防の重要性や方法等について様々な周知啓発を実施。

(※) スポーツの果たす役割には、子供たちの心身の健やかな成長や、働く世代・高齢者等の心身の健康増進などがある。

<スポーツ庁長官による啓発動画の事例>



スポーツ庁では、令和5年度にスポーツ団体を訪問し、熱中症対策の取組についてヒアリングを行った結果を以下のとおり取組事例としてまとめ、幅広く周知啓発を実施。

スポーツ団体における熱中症対策取組事例

事例 1

公益財団法人 日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

概要

全国スポーツ少年団軟式野球交流大会における実施内容の変更

JSPOは、2023年8月に開催された、JSPO 日本スポーツ少年団、千葉県スポーツ少年団、全日本軟式野球連盟主催の「第45回 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」において、大会前日の判断であったことから、参加者等の混乱が予想されたものの、躊躇することなく子供達の健康と安全を最優先し、熱中症対策の観点から当初の計画を大幅に変更して開催した。

- ① 試合開始時刻を17:30以降に変更し(日中の試合開催を取りやめ)、試合開始前にWBGT値を計測
- ② 開会式、閉会式、少年野球教室を中止
- ③ 試合の実施内容を変更
 - ・イニング数: 6回→5回
 - ・試合時間: 最長90分→80分
 - ・投手の投球数制限: 最大70球→50球

▲主な変更内容

POINT 1

ナイター対応球場やWBGT値を確認して大会の実施可否を判断

大会開催の前日、主催者として一度中止を決定したものの、「子供達も楽しみにしているため何とか実施できないか」との各チーム代表者の声を受けて、実行委員会は実施可否の再検討を行った。
具体的には、球場・審判の確保や子供達が宿泊するホテルの夕食時間の調整、WBGTの予測値の再確認等を行い、最終的に、熱中症対策の観点から実施内容を変更した上で、大会の開催を決定した。

カテゴリ	詳細
WBGT値	・ 試合開始予定時刻の予測値
試合会場	・ ナイター対応の球場の確保可否
帰舎時間	・ 子供達の宿泊するホテルの夕食時間、周辺の交通状況

▲実施可否判断時の主な確認事項

POINT 2

過去の反省を踏まえた安全・安心な大会スケジュールの設計

今回の大会では、結果的に夕方以降に利用できる球場や審判を急遽確保することができたことから、大会自体は開催できたものの、大会前日の判断となったことにより参加者等の混乱を招くこととなった。
上記の反省点も踏まえ、2024年の同大会については、現地のスポーツ少年団と入念な打ち合わせを行い、熱中症の危険性が高まる昼の時間帯を当初から避けるなど、これまで以上の熱中症対策を計画段階から検討している。

事例 2

公益財団法人 日本サッカー協会

概要

公式HPでの特集やオリジナル動画作成による熱中症対策の周知

JFAでは、公式ホームページに「暑熱対策・水分補給」というページを設置し、熱中症対策に係る情報を集約している。具体的には、独自に定めたガイドラインに加え、環境省や厚生労働省の公表資料等を掲載している。さらに、医師監修のもと、熱中症対策の方法を簡潔にまとめたオリジナル動画を作成している。JFAでは、これらを通じて、全国の地域組織における熱中症対策の徹底に取り組んでいる。

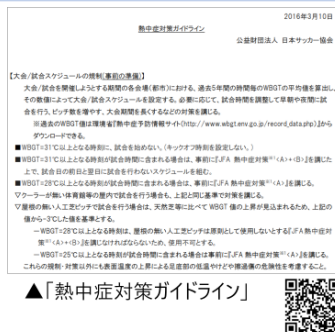


▲オリジナル動画

POINT 1

競技特性を考慮した独自の熱中症対策ガイドラインの策定

JFAは2016年に独自の「熱中症対策ガイドライン」を策定している。競技や競技場の特性を考慮し、熱中症を予防するために施すべき対策や、試合実施可否判断のための具体的な基準を示している。ガイドライン策定にあたっては、JSPOが策定したガイドラインをもとに、サッカーという競技の特性を踏まえ、ガイドラインの内容を検討した。



▲「熱中症対策ガイドライン」

POINT 2

ガイドライン違反時の対応を含むFAQの作成（地域組織への徹底）

全国の地域組織における熱中症対策の徹底を図るため、ガイドラインで熱中症対策方針を示した上で、ガイドラインに係るFAQを作成し、よくある質問や現場での細かな運用についても定めることでガイドラインの内容を補足し、現場で活用しやすくしている。また、FAQにおいて、ガイドラインに違反した場合には「懲罰規定により懲罰の対象となります。」と記載することにより、地域組織に対しガイドライン遵守を強く促している。

熱中症ガイドラインについて <FAQ>

Q. 本ガイドラインに違反した場合はどうなる？
A. 懲罰規定により懲罰の対象となります。しかし、それは罰則の問題として選手等の命を守るための対策であることも十分に認識し、ガイドラインを遵守することが必要です。

▲ガイドラインのFAQ

事例 2 補足

公益財団法人 日本サッカー協会 熱中症対策ガイドラインの概要

- 日本サッカー協会（JFA）では2002年から、育成年代の試合において、中学生、高校生はWBGT28℃以上（小学生は25℃以上）で、試合中の意図的な水分補給時間（飲水タイム）を導入。
- 飲水タイムが導入された当時は、指導者から「飲水タイムによってゲームの流れが変わってしまった」など導入に否定的な声もあったが、現在では、飲水タイムの認識は定着し、育成年代だけではなく全ての年代の試合において、WBGTに基づいて飲水タイムだけではなく、身体の冷却を目的としたクーリングブレイクも設定。
- 図に示されているように、試合中のWBGTによって、JFA熱中症対策AとBを講じなければ、試合は開催できないことを強く勧告の内容になっており、他競技にも参考になる具体的な対策となっている。

JFA熱中症対策Aの主な内容

- 日射を遮る
- スポーツドリンクが飲める環境を整える
- 緊急対応用の氷、スポーツドリンク、経口補水液、救急病院を準備する
- Cooling breakまたは飲水タイムを行う

JFA熱中症対策Bの主な内容

- 会場に医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させる
- クーラーがあるロッカールーム、医務室が設備された施設で試合を行う

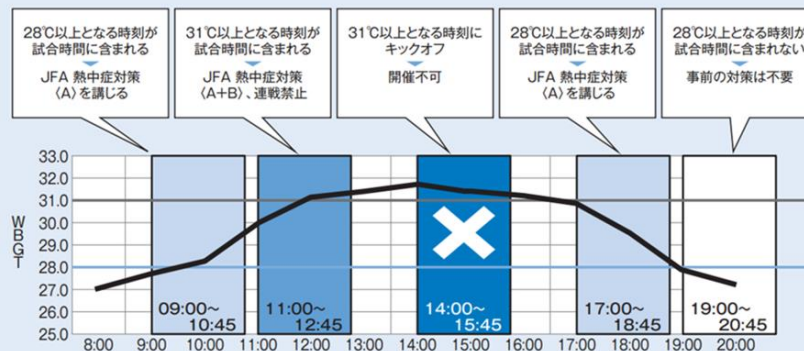


図25 WBGT過去平均値による試合時間の規制と対策

（公財）日本サッカー協会ホームページ、https://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_guideline.pdf、https://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_faq.pdf、2016より）